

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成28年7月30日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府中央区難波5丁目1番5号		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 高島屋 代表取締役 木本 茂 電話 06-6631-1101					
主たる業種	株式会社 高島屋						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部門環境マネジメントシステムにより昨年実績の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及びエネルギー推進委員会を月例開催						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	16,550.5 トン	15,968.9 トン	17,868.1 トン	トン	2.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	17,340.9 トン	13,913.9 トン	15,813.1 トン	トン	-14.3 パーセント	
実績に対する自己評価		冷房温度緩和の取組み、節電を意識した行動の実践を行うとともに、設備運用の工夫、設備投資による省エネ機器 (LED照明を含む) 導入を進め、削減が出来た。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	京都店	事業活動に伴う排出の量 (延床面積・営業時間) × 100	3.31	3.13	3.18		-4.68 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		冷房温度緩和の取組み、節電を意識した行動の実践を行うとともに、設備運用の工夫、設備投資による省エネ機器 (LED照明を含む) 導入を進め、削減が出来た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用					
	(27)年度	LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	全日マイカー通勤原則禁止					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定にてマイカー通勤禁止の徹底による従業員への確実な浸透を図りました。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	高島屋グループは地球環境を守るために、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、CO2の削減を中心にさまざまな活動を行うことにより、環境問題の解決につながる21世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	6,165.0 トン	2,055.0 トン	2,055.0 トン	2,055.0 トン			
IS014001における京都店・洛西店環境保全責任者は京都店長としていることから京都店執行役員店長岡部恒明を代理人と定め、京都店・洛西店に係る京都市地球温暖化対策条例に基づく届出及びその訂正、受領に関する一切の権限を委任しております。							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。